様式第7号注4の表中

第２条第１項第31号の４に掲げる無線設備	ＥＸ

を

第２条第１項第31号の４に掲げる無線設備	ＥＸ
第２条第１項第31号の５に掲げる無線設備	ＵＴ

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第五百七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を次のように定める。

なお、平成二十二年総務省告示第二百十二号（構内無線局、特定小電力無線局及び超広帯域無線システムの無線局の無線設備に指定する周波数帯を定める件）は、廃止する。

平成二十三年十二月十三日

総務大臣　川端　達夫

1　構内無線局

周波数	指定周波数帯
954.2MHz	952MHzから956.4MHzまで
2,448.875MHz	2,427MHzから2,470.75MHzまで

2　特定小電力無線局

周波数	指定周波数帯
313.625MHz	312MHzから315.25MHzまで
403.5MHz	402MHzから405MHzまで
403.65MHz	403.5MHzから403.8MHzまで
433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで
954.8MHz	952MHzから957.6MHzまで
2,441.75MHz	2,400MHzから2,483.5MHzまで
2,448.875MHz	2,427MHzから2,470.75MHzまで
10.525GHz	10.5GHzから10.55GHzまで
24.15GHz	24.05GHzから24.25GHzまで
60.5GHz	60.0GHzから61.0GHzまで
61.5GHz	57.0GHzから66.0GHzまで
76.5GHz	76.0GHzから77.0GHzまで

3　超広帯域無線システムの無線局

周波数	指定周波数帯
4.1GHz	3.4GHzから4.8GHzまで
8.75GHz	7.25GHzから10.25GHzまで
26.625GHz注	24.25GHzから29GHzまで

注　平成28年12月31日までの間は、「26.625GHz」を「25.5GHz」とし、「24.25GHzから29GHzまで」を「22GHzから29GHzまで」とする。

4　簡易無線局

周波数	指定周波数帯
954.2MHz	952MHzから956.4MHzまで

5　陸上移動局

周波数	指定周波数帯
73.5GHz	71GHzから76GHzまで
83.5GHz	81GHzから86GHzまで

○政治資金適正化委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四四〇五八	二三・一一・二五	鈴木　高二
四四〇五九	二三・一一・二五	中村　孝治
四四〇六〇	二三・一一・二五	松延　靖

○法務省告示第五百五十八号

宮崎市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年一月十三日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。